

別紙

諮問第1370号、第1371号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定1及び2は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都教委が平成31年4月30日と令和元年5月1日に掲揚した報告を求めていればその報告を受けた文書と集計した文書及び両日に掲揚のため出勤を求めた文書（管理職に）」の開示を求める本件開示請求1及び「平成31年4月30日及び令和元年5月1日に日の丸掲揚のため出勤した際の（休日ゆえ）万一の病気・けが等の治療を保証する（公務災害等）文書 都教委の保障内容を記述」の開示を求める本件開示請求2に対し、東京都教育委員会が令和元年6月6日付けで行った本件非開示決定1及び2について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1に対し、平成31年4月30日及び令和元年5月1日に国旗を掲揚した報告及び掲揚のための出勤を求めているため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定1を行った。

また、本件開示請求2に対し、平成31年4月30日及び令和元年5月1日に限定した公務災害及び通勤災害に関する公文書は作成しておらず、存在しないとして、本件非開示決定2を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月31日及び同年8月5日に実施機関から理由説明書を、同年10

月 2 日に審査請求人から意見書を収受し、令和 3 年 7 月 15 日（第 219 回第一部会）から同年 9 月 16 日（第 220 回第一部会）まで、2 回の審議を行った。

## （2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

諮問第 1 3 7 0 号及び第 1 3 7 1 号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 本件非開示決定 1 及び 2 について

実施機関によると、平成 31 年 4 月 2 日の閣議決定に関する内閣官房長官から文部科学大臣宛ての依命通知を受け、同日付けで文部科学事務次官から各都道府県教育委員会教育長等宛ての通知（以下「文部科学省通知」という。）があったことについて、実施機関は都立学校長及び区市町村教育委員会教育長に対し、「御即位当日における祝意奉表について」（平成 31 年 4 月 4 日付 31 教総総第 117 号。以下「本件通知」という。）による通知を発出したとのことである。

本件開示請求 1 は、審査請求人が別件開示請求によって開示された本件通知を入手し、実施機関が都立学校に対し、平成 31 年 4 月 30 日及び令和元年 5 月 1 日における、国旗掲揚の報告を求めている場合の当該報告を受けた文書及び集計した文書並びに国旗掲揚のため管理職の出勤を求めた文書（以下「本件請求文書 1」という。）の開示を求めたものである。

また、本件開示請求 2 は、実施機関が都立学校に対し、平成 31 年 4 月 30 日及び令和元年 5 月 1 日に出勤した際の公務災害等に関する通知を発出していた場合の、当該文書（以下「本件請求文書 2」という。）の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求文書 1 及び 2 について、不存在を理由とする本件非開示決定 1 及び 2 を行った。

ウ 本件請求文書1及び2の不存在の妥当性について

審査請求人は、本件請求文書1及び2について、実施機関が都立学校に対し、平成31年4月30日及び令和元年5月1日の国旗掲揚を求める通知を発出したとの主張を前提に、休日出勤を求める文書も発出しなければ万一の事故の際に公務災害の対象にならないと主張する。

実施機関は、平成31年4月2日の閣議決定では、各府省においては国旗を掲揚することとされたものの、地方公共団体、学校等については協力を要望することとされ、文部科学省通知では、閣議決定の趣旨に沿って取り計らうこととされていたものであって、本件通知においても、国旗を掲揚することとはしていないことから、都立学校からの国旗掲揚についての実績報告は必要としておらず、国旗掲揚のための出勤も求めていないと説明する。

審査会が文部科学省通知及び本件通知を見分したところ、平成31年4月2日の閣議決定では、「御即位当日（5月1日）、祝意を表するため」として、各府省においては「国旗を掲揚すること」、地方公共団体、学校等に対して「国旗を掲揚するよう協力方を要望すること」とされ、文部科学省通知では、「貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います」とされており、本件通知では、都立学校に対し、文部科学省通知の「趣旨を踏まえ適切に対応されるよう、よろしく願います」と記載されていることが確認できた。

この内容から、実施機関が都立学校に対し、国旗掲揚のための職員の出勤や実績報告を求めているとは解されず、他に本件請求文書1の存在をうかがわせる事情も見当たらないことから、本件請求文書1は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

また、審査会が実施機関に対して、実施機関における教職員の公務災害に係る請求手続について確認したところ、常勤教職員等の公務災害については、実施機関の担当部署を経由して地方公務員災害補償基金東京都支部へ請求書類が提出され、当該機関が補償実施機関となるものであり、したがって、実施機関が個別の出勤事由に係る公務災害に関する通知を発出することはなく、平成31年4月30日及び令和元年5月1日に出勤した場合も例外ではないことから、両日に出勤した際の公務災害に関する通知は発出していないとの説明があった。

審査会が検討するに、上記の請求手続を踏まえれば、実施機関が都立学校に対し、

平成31年4月30日及び令和元年5月1日に出勤した際の公務災害に関する通知を发出していないとの説明に不自然、不合理な点は認められず、他に本件請求文書2の存在をうかがわせる事情も見当たらないことから、本件請求文書2は存在しないとの実施機関の説明は首肯できるものと認められる。

以上のことから、本件請求文書1及び2について、実施機関が不存在を理由として行った本件非開示決定1及び2は、いずれも妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子